

平成 29 年 第 12 回 教 育 委 員 会 定 例 会

平成 29 年第 12 回教育委員会定例会が平成 29 年 11 月 17 日午前 9 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成 29 年 11 月 17 日(金) 午前 9 時 30 分から |
| 2 場 所 | 清瀬市役所 第 2 委員会室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂 田 篤 (教育長)
宮 川 保 之 (教育長職務代理者)
植 松 紀 子 (委員)
粕 谷 衛 (委員)
兵 頭 扶美枝 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石 川 智 裕 (教育部長)
長 井 満 敏 (教育部参事)
原 口 和 之 (生涯学習スポーツ課長)
伊 藤 高 博 (図書館長)
星 治 利 (郷土博物館長)
福 泉 宏 介 (統括指導主事)
井 上 真 登 (指導主事)
西 山 智 (指導主事)
原 川 健一郎 (指導主事)
片 倉 義 博 (相談センター主任)
内 田 祐 司 (郷土博物館学芸員) |
| 6 書 記 | 小 林 真 吾 (教育総務課庶務係長)
大 津 雄 平 |

平成 29 年第 12 回清瀬市教育委員会定例会議事日程

平成 29 年 11 月 17 日
午 前 9 時 30 分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名(宮川職務代理者)
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 教育委員報告
- 日程第 4 議案第 24 号 清瀬市社会教育委員の選任について
- 日程第 5 報告事項 1 第 9 回石田波郷俳句大会の報告について
- 日程第 6 報告事項 2 平成 30 年成人記念式典について
- 日程第 7 報告事項 3 平成 30 年度教育課程編成基準方針について
- 日程第 8 報告事項 4 中学校の不登校対策について
- 日程第 9 報告事項 5 郷土博物館のホームページについて
- 日程第 10 報告事項 6 清瀬市教育委員会事務局職員の指導上の措置について
- 日程第 11 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が宮川教育長職務代理者を指名。

日程第2 教育長報告

(坂田教育長)

教育課程の編成について、以下の教育課程のあるべき姿を十分に理解し、責任を持って受理を行っていかなければならない。

- ・教育課程は「教育の使命・原理・原則」を具現化するものでなければならない。
- ・教育課程は学習指導要領が目指す理念を具現化するものでなければならない。
- ・教育課程は清瀬市教育委員会が目指す教育の方向性(第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン)が実際の活動として表現されたものである。
- ・教育課程は、教育委員会が目指す方向性の実現に向けた校長の経営計画に基づいて、校長の責任において作成されるものである。
- ・教育課程は明確された自校の課題を解決する趣旨をもって編成されるものである。
- ・教育課程は当該年度の自校の教育計画であるとともに、学校が市民に対して明らかにする「公約」であり、かつ市民に対する学校理解のためのプレゼンテーションである。
- ・教育課程はP-D-C-Aのマネジメントサイクルによって常に改善が図られるものである。
- ・全教員の参画によって「顔の見える教育課程」の編成が求められる。

日程第3 教育委員報告

(植松委員)

○11月15日(水) 教育委員会訪問(第三小学校)

(兵頭委員)

○10月5日(木) 東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会(自由学園)

○11月8日(水) 教育委員会訪問(清瀬小学校)

(粕谷委員)

- 10月5日(木) 東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会(自由学園)
- 10月25日(水) 教育委員会訪問(清瀬中学校)
- 11月11日(土) 第32回私の体験・主張発表会
- 11月15日(水) 教育委員会訪問(第三小学校)

(宮川教育長職務代理者)

- 11月8日(水) 教育委員会訪問(清瀬小学校)
- 11月15日(水) 教育委員会訪問(第三小学校)

日程第4 議案第24号 清瀬市社会教育委員の選任について

(原口生涯学習スポーツ課長)

議案第24号清瀬市社会教育委員の選任についてご説明させていただきます。社会教育法第15条並びに清瀬市社会教育委員条例に基づきまして、清瀬市教育委員会が委嘱する社会教育委員についてですが、定員が7名以内となっております。前回の第11回清瀬市教育委員会定例会において、6名につきましては、ご承認を頂いております。その際、学識経験者枠の方につきましては、選定中でした。

今回、その学識経験者につきましては、高井正氏を選任したいと考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

なお、高井正氏におかれましては、現在、立教大学 学校社会教育講座 特任准教授、また、早稲田大学 教育学部 非常勤講師でもあります。専門の分野が社会教育行政、社会教育授業論、社会教育職員論ということで、清瀬市社会教育委員に適任と考えております。

審議の程よろしくお願い申し上げます。

(全員異議なしで可決)

日程第5 報告事項1 第9回石田波郷俳句大会の報告について

(原口生涯学習スポーツ課長)

第9回石田波郷俳句大会についてご報告いたします。

今年の投句数は国内外の小学校から一般まで、合計10,931句となりました。俳句界の登竜門と位置付けられる、新人賞部門の投句数は昨年より589句多くなっており、本大会がかなり認知されていると感じているところでございます。

10月29日には多くの関係者を招き、受賞者の表彰式や選者による講評、また能健研三氏による講演が行われました。

来年は第10回目という大きな節目を迎えますので、大会をより活性化していくために事務局としても支援して参りたいと思います。

(兵頭委員)

小学生の部が終わってしまうと小学生は帰ってしまい、中学生の部の時には会場が寂しい雰囲気になってしまっていたので、最後まで残ってもらえるような工夫が必要ではないか。

(原口生涯学習スポーツ課長)

お客様に残ってもらう工夫、また、時間を短縮できるような工夫を実行委員会とともに検討してまいりたいと思います。

日程第 6 報告事項 2 平成 30 年成人記念式典について

(原口生涯学習スポーツ課長)

平成 30 年 1 月 7 日に平成 30 年成人記念式典を清瀬けやきホールで開催いたします。

対象者は平成 9 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日生まれの新成人で約 753 名です。対象者の方へは、清瀬のうちおりをデザインした案内状に市長のメッセージを添えて、11 月下旬に送付予定です。

当日の式次第については、資料に記載のとおりですが、第二部のアトラクションとして、舞流太鼓の太鼓演奏をお願いしております。

以上です。

(質疑なし)

日程第 7 報告事項 3 平成 30 年度教育課程編成基準方針について

(福泉統括指導主事)

平成 30 年度教育課程編成基準方針について説明させていただきます。

新学習指導要領が小学校では平成 32 年度から、中学校では平成 33 年度から全面实施となりますが、その移行措置として来年度から、総則、総合的な学習の時間、特別活動については先行して実施となりますので、これを踏まえて改善していくことになります。また、社会に開かれた教育課程をどのように周知、浸透させていくかという意味で、視点の明確化及びスリム化を図る等を重点として、改善点を 5 点示しております。

1 点目は、教育目標を明確化するという一方で、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校における教育活動を通して育成を目指す資質・能力を明確にし、その資質・能力を育むための教育目標を設定します。

2 点目は、教育目標達成へ向けた指導の重点について記載するという一方で、関係

法令等を踏まえた上で、児童・生徒の資質・能力を育むための教育活動について、網羅的にではなく、重点を明確にして記載します。

3 点目は、特色ある教育活動について記載するというので、学校として育てたい資質・能力の育成のうち、学校の教育目標を育むための特色ある教育活動について、第1表に記載します。

4 点目は、カリキュラム・マネジメントの推進を図るということで、学校として育てたい資質・能力を育成するための教育活動について、カリキュラム・マネジメントの視点による見直しを行い、組織的・計画的に取り組むことを示します。

5 点目は、「社会に開かれた教育課程」の推進を図るということで、教育課程の編成について、基本的な方針や指導の重点を家庭や地域との共有に努めます。

この5点を改善事項として各学校へ示していきながら、教育課程編成の支援をしてまいります。

(質疑なし)

日程第8 報告事項4 中学校の不登校対策について

(原川指導主事)

私から中学校の不登校対策について報告させていただきます。

まず、資料No.5のI 中学校の不登校の現状と課題についてです。

1に示したものは、最近3年間の7月時点の不登校生徒出現率の推移です。7月時点での30日以上の不登校出現率は、上昇傾向にあります。学年での偏りは見られず、前年度も不登校の傾向が見られた児童・生徒が進級しても状況の変化がみられていないと考えます。学校には、登校できていない場合でもフレンドルーム(適応指導教室)に継続して通室している生徒が多い傾向があります。

2に示したものは、最近5年間の不登校生徒出現率の推移です。平成24年度から平成28年度までを経年的に示したものです。平成27年度、28年度は東京都平均、全国平均を下回っています。各学校で校長先生を中心に校内委員会で対策を協議したり、スクール・ソーシャル・ワーカーやスクールカウンセラーなどと連携を図って生徒一人一人に応じた対応を行っている成果だと考えます。

3に示したものは、フレンドルーム(適応指導教室)の利用率です。要因が不登校の生徒のうち、フレンドルーム(適応指導教室)に通室している生徒の割合を示しています。最近3年間でフレンドルーム(適応指導教室)の利用率は、上昇しています。平成27年度は、1年生の利用は同時期にはなく、2・3年生の利用が2、3名でしたが、昨年度、今年度と、学年の偏りが少なくなっている傾向にあります。これは、前年度通室していた児童・生徒が継続してフレンドルーム(適応指導教室)に通室しているためだと考えられます。フレンドルーム(適応指導教室)への通室は、年度末に学校で面談を

行い、新年度に継続するかを協議します。不登校で、学校には登校できていませんが、何らかの形で家庭外でのつながりがあり、ひきこもり傾向ではないことが考えられます。

4に示したものは、スクール・ソーシャル・ワーカーの対応についてです。

(1)は、平成28年度要因別スクール・ソーシャル・ワーカーの対応件数(平成28年度要因別)となっております。対応には、2つの大きな特徴があります。一番左が不登校への対応です。真中は家庭環境への対応です。本市のスクール・ソーシャル・ワーカーの対応の特徴としては、不登校への対応と同程度で家庭環境への対応をしている事がわかります。家庭環境への対応では、一人親世帯、貧困、DV 障害、保護者自身の精神疾患など対応が多岐にわたっています。このことから単に本人の理由だけではなく家庭環境が影響して不登校になっていることが推測されます。

(2)は、平成28年度の不登校ケース評価です。一番右が全国調査の結果です。スクール・ソーシャル・ワーカーが関わったケースで好転したケースは全国調査では、20%ですが、本市の場合は、スクール・ソーシャル・ワーカーが支援した結果全国平均を大きく上回る結果となっています。これは、スクール・ソーシャル・ワーカーが地道に関係性を築き、一人一人に応じた柔軟な対応を行っている結果だと考えます。関係性を築くために居場所づくりの活動などの事業を展開したことなど学校外での活動も効果的であったと考えます。

次に、Ⅱ不登校に関する課題についてです。

まず、1 欠席の理由が「病気」の場合の取扱いです。昨年度に比べて不登校のうち、病気を理由としている生徒が増えています。病気で診断名がついている生徒への対応に学校も苦慮している事が想定されます。例えば、主治医から登校刺激を与えないように指示されるとどのように対応していいかわからないということを聞きます。このことなどから以下に述べる外部機関の連携として、教育と医療の連携協議会事業の取組等で市内の教員に対して今後も啓発活動を広く行っていく必要があると考えます。

2 学校の取組みです。取組として2つが挙げられます。フレンドルーム通室後の対応と児童・生徒に寄り添った対応です。まず、フレンドルーム通室後の対応ですが、フレンドルームに通室を開始すると、学校としては関わりが少なくなる傾向が見られますが、フレンドルームと連携して対応していくように働きかけていく必要があります。次に、児童・生徒に寄り添った対応ですが、一人一人の自己肯定感を高められるように寄り添った対応が重要です。

3 家庭に対する働きかけです。スクール・ソーシャル・ワーカーの対応からも分かるように家庭環境を原因とする不登校の増加傾向が見られます。今後も本人を取り巻く環境や背景を理解した上で対応を協議する必要があります。

最後にⅢ今後の方向性についてです。

まず、1 個別対応の充実です。取組として2つ挙げられます。個別指導計画の作成と情報の共有化です。先ほども述べましたように、学校とフレンドルームなどが連携し

て本人に対応していく必要があります。そこで、役割や取組を明確にしていくための一つとして連携型個別指導計画の作成を行います。また、教育相談センターの各班の情報を一元化できるようにしていくことも検討します。

次に、2 フレンドルームのカリキュラムの見直しです。取組として2つ挙げられます。人と関わる力の伸長と体験活動の充実です。人と関わる力の伸長は、不登校傾向にある児童生徒は、人と関わることへの苦手さがみられます。そのことを踏まえた上での内容の検討を行います。体験活動の充実は、現在も校外学習や近隣保育園との交流を行っていますが、これ以外にも体験活動を充実させることで児童生徒が自己肯定感を高められるような内容の検討を行います。

次に、3 外部機関との連携です。Ⅱ不登校に関する課題でも述べましたが、欠席の理由が「病気」のケースが増加傾向にあります。本市では、教育と医療の連携協議会事業の取組がありますので、より連携を強めていくことが重要と考えます。

最後に、4 学校の取組の充実です。各学校、各担任によって対応に差が見られます。この差を解消するためには、対応指針などを示すことを検討していきます。

私からの報告は以上です。

(植松委員)

スクール・ソーシャル・ワーカーは何名いるか。時間的にゆとりがないのではないか。

(原川指導主事)

2名です。日中にデスクでの業務を行うことは、ほとんどない状況です。

(粕谷委員)

家庭環境を原因とする不登校はどのようなものがあるか。

(原川指導主事)

一人親世帯、貧困の家庭、また、最近では保護者が精神疾患を抱えており、保護者が子供を支えられないケースがございます。

日程第9 報告事項5 郷土博物館のホームページについて

(星博物館長)

郷土博物館のホームページについてご説明いたします。

郷土博物館では、市のホームページにサイトを持っておりますが、情報量と表現力に限界があります。そのため、この度単独でのホームページを開設する運びとなりました。本日は、実際のホームページをご覧いただきながら説明をさせていただきます。

(内田学芸員よりホームページの説明)

(植松委員)

いつから公開するのか。

(石川教育部長)

回線等の経費を平成 30 年度予算要求しておりますので、時期は未定ですが、平成 30 年度中には公開予定です。

日程第 10 報告事項 6 清瀬市教育委員会事務局職員の指導上の措置について
(人事案件のため、非公開)

日程第 11 その他 今後の日程について

(石川教育部長)

- 11 月 18 日(土)11 時から 清瀬第四小学校 50 周年記念式典(清瀬第四小学校)
- 11 月 19 日(日)9 時～14 時 30 分 きよせ食育展(コミュニティプラザひまわり)
- 11 月 17 日(金)～18 日(土) 学習発表会(芝山小学校、第十小学校)
- 11 月 22 日(水)～23 日(木) 学習発表会(第八小学校)
- 11 月 17 日(金)～18 日(土) 展覧会(第三小学校、第四小学校、清明小学校)
- 11 月 22 日(水)、24 日(金)、25 日(土) 展覧会(清瀬小学校)
- 11 月 23 日(木)～24 日(金) 展覧会(第七小学校)
- 11 月 1 日(金)～2 日(土) 展覧会(第六小学校)
- 11 月 26 日(日)午前 10 時 30 分～正午 第 9 回読書交流会(中央図書館)
- 11 月 28 日(火)～12 月 3 日(日) 多摩 5 市美術家展(郷土博物館)
- 12 月 15 日(金)15 時 30 分から 第 13 回清瀬市教育委員会定例会(生涯学習センター)

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後 11 時 58 分

平成 29 年 11 月 17 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 宮川 保之